

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第1回臨時会)

開会 令和6年5月15日(水)

閉会 令和6年5月15日(水)

午前9時00分

午前9時26分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	学校保健安全課長	小濱 宏
	教育次長	漁 修生	学校教育課長	桑原 美和
	教育総括室長	薩美 征夫		
	参与(人事担当)	柏木 弘至		
	学校支援部長	岡崎 州祐		
	学校教育部長	秦 淳也		
	教育総務課長	伊藤 昭夫		
	教育人事課長	北島 綱史		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <議 題>

- |           |   |     |           |
|-----------|---|-----|-----------|
| (審)報告第5号  | 処分報告の件〔〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕の<br>議案に関する意見決定の件 |     | [学校保健安全課] |
| (審)議案第12号 | 令和7年度使用西宮市立学校教科用図書採択に関する基本方針の決定の件                 |     | [学校教育課]   |
| (審)議案第13号 | 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件                           | 非公開 | [学校教育課]   |
| (審)議案第14号 | 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件                        | 非公開 | [学校教育課]   |
| (審)議案第15号 | 西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件                       | 非公開 | [学校教育課]   |
| (審)議案第16号 | 西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件                        | 非公開 | [学校教育課]   |
| (審)議案第17号 | 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を<br>改正する条例案に関する意見決定の件 | 非公開 | [教育人事課]   |
| (審)議案第18号 | 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を<br>改正する規則制定の件    | 非公開 | [教育人事課]   |

以 上

傍 聴

2名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度 第1回 教育委員会臨時会を開催します。議事録署名委員には、藤原委員を指名します。本日は傍聴希望者が2名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第13号～16号は委員名を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、今後の選定に支障を来すおそれがあり、また、議案第17号、第18号は市議会に付議する案件などで、現時点では公表されていないため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>報告第5号「処分報告の件〔〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕の議案に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いいたします。</p>
学校保健安全課長	<p>報告第5号「処分報告の件〔〔訴え提起の件（国家賠償請求控訴事件）〕専決処分〕の議案に関する意見決定の件」について説明いたします。</p> <p>報告第5号の資料3ページをお開きください。</p> <p>こちらは、あさって5月17日に開かれます市議会5月臨時会に上程される報告議案の文案として、去る3月27日付で委員の皆様方には既にお知らせしておりますとおり、西宮市を被告とする国家賠償請求事件の判決を受けて市が控訴するに当たり、市長において地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行った旨を報告する議案の文案です。</p> <p>事件の概要としましては、市立小学校に設置された遊具で転倒した原告が、市が遊具使用の指導を怠ったこと、危険な遊具を放置したこと及び事故後の適切な対応を怠ったことにより、損害を被ったとして市にその賠償が求められたものです。</p> <p>このたび、同専決処分を市議会に報告するに当たり、かかる報告議案の内容について教育委員会の意思決定を行うに際しまして、市議会の会期日程及び議案調整の日程の都合上、教育長の臨時代理によってこれに異議がない旨の回答を行いましたので、その旨を報告させていただくものです。</p>

藤岡教育長	<p>説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第5号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第12号「令和7年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件」を議題といたします。</p> <p>学校教育課長、お願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>議案第12号について説明をさせていただきます。</p> <p>2ページ、基本方針をご覧ください。</p> <p>この基本方針につきましては、平成26年度に、根拠法令や採択権者、採択に関わる各組織の役割を明確にし、構成を一新いたしました。その後は、この構成を踏襲しつつ、教科書無償措置法の一部改正に伴い、義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会の名称を義務教育諸学校教科用図書選定委員会に変更するなど、適宜変更を加えてまいりました。</p> <p>今年度の基本方針も、昨年度までの構成にのっとりつつ、必要な点について変更をしております。</p> <p>1では、根拠法令や教育委員会が採択権者であることを述べております。</p> <p>2では、本年度の校種ごとの教科書の採択について述べております。</p> <p>今年度、中学校、義務教育学校後期課程の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところにより、本年度は採択替えを行う年度に当たるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を採択します。</p> <p>小学校、義務教育学校前期課程の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の定めるところにより、前年度採択した教科書を採択します。</p>

小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級用の一般図書につきましては、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。

また、高等学校及び特別支援学校の教科用図書につきましても、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。

3では、採択に関する組織について述べております。

3ページ、参考資料1、教科書採択のしくみをご覧ください。

一般図書を含めた小・中学校、義務教育学校の教科用図書につきまして、教育委員会が採択を行うための資料として、調査研究結果をまとめ、報告するのが義務教育諸学校教科用図書選定委員会となります。

また、調査研究を行って選定委員会に報告する調査委員会を設けます。今年度は中学校、義務教育学校後期課程の各教科及び特別支援学級用の一般図書の調査委員会を設けます。

高等学校及び特別支援学校の教科書採択につきましては、各校の教科用図書選定委員会が教育委員会に採択申請をし、教育委員会が採択します。

再び、2ページ、基本方針をご覧ください。

4で、採択に当たって公正確保の旨を述べております。

過去には、教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた事案等が発覚し、大きな問題となりました。この問題を受けて、一般社団法人教科書協会では、平成28年9月9日に、教科書発行者行動規範を制定し、教科書に対する信頼を損ねる事態を生じさせないように、各教科書発行者にて取組を進めてきました。

しかしながら、令和4年度、他府県におきまして、特定の教科書発行者が採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、利益供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や選定委員、調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。

この結果、教科書採択の公平性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至り、文部科学省は、令和4年度に、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和5年度の中学校用教科用図書大日本図書数学、理科、保健体育の3種目を検定審査不合格とする処分方針を通知しています。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

藤岡教育長	<p>ん。</p> <p>また、今春には文部科学省から教科書採択における公正確保の徹底等について通知が出され、市立各校には4月8日付にて通知をいたしました。全ての教職員等に対し、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すよう、徹底を図っているところです。</p> <p>なお、3ページから24ページに参考資料を示しております。</p> <p>説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>では、説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第12号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>恐れ入りますが、傍聴の方はここで退出をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>
藤岡教育長	<p>では、再開をいたします。</p> <p>議案第13号「義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」及び議案第14号「西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第15号「西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第16号「西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」を一括して議題といたします。</p> <p>学校教育課長、お願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案第13号から第16号につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>この4つの議案は、いずれも教科書採択に係る選定委員会の構成員についてです。</p>

この4つの組織は、いずれも教育委員会の附属機関になっております。附属機関の委員は、所属する執行機関の委嘱を必要といたしますので、本会議におきまして審議をお願いいたします。

各選定委員会の委員の説明をいたします。

まず、議案第13号の義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員です。

上限は9名で、その構成は、学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員となっております。学識経験者は教育系の学部・学科を設置している市内の大学からの推薦者1名、保護者代表はPTA協議会からの推薦者2名が参加いたします。関係行政機関職員として中学校長2名、中学校教員2名、事務局より学校教育課の課長と係長が参加いたします。教員が2名とも中学校教員となっておりますのは、中学校の全ての教科書について採択が行われることに対するためです。

白銀夏樹、関西学院大学長による推薦。関西学院大学教職教育研究センター長、教授。研究分野は近現代ドイツの教育哲学・教育思想。中心は、ドイツの社会哲学者アドルノの教育論。

田中由紀、西宮市PTA協議会からの推薦。保護者代表。

西井美和、西宮市PTA協議会からの推薦。保護者代表。

加藤正保、苦楽園中学校長。中学校長会からの推薦。

都志啓二、学文中学校長。中学校長会からの推薦。

田中栄治、平木中学校主幹教諭。幅広い経験が豊富。

釜淵章匡、山口中学校主幹教諭。幅広い経験が豊富。

桑原美和、学校教育課課長。

橋野泰輝、学校教育課係長。

続きまして、議案第14号の西宮高校の選定委員会委員です。

上限15名と定められており、西宮高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を14名推薦していただいております。

学識経験者の大阪公立大学の添田特任教授は、西宮高校の学校評議員を務められたこともあり、西宮高校の生徒の様子をよくご理解いただいております。

重見様は保護者代表でいらっしゃいます。

油井校長以下は西宮高校の教員です。小川教頭、池野教頭、次の大西教諭は教務部主任、安原教諭は国語科教科主任、曾田教諭は地歴・公民科教科主任、坂上教諭は数学科教科主任、岩田教諭は理科教科主任、杉山教諭は保健体育科教科主任、澤田教諭は英語科教科主任、古川教諭は家庭科教科主任、河野教諭は情報科教科主任です。

<p>藤岡教育長</p>	<p>続きまして、議案第15号の西宮東高校の選定委員会委員です。</p> <p>上限15名と定められており、西宮東高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を15名推薦していただいております。</p> <p>学識経験者の武庫川女子大学の大山助教は、社会科教育及び国際理解教育の授業づくり・分析に広い見識を持たれています。</p> <p>白石様は保護者代表です。</p> <p>中村校長以下は西宮東高校の教員です。齋藤教頭、牛谷教頭、次の弘中教諭は教務部主任、矢木教諭は国語科教科主任、谷口教諭は地歴公民科教科主任、酒井教諭は数学科教科主任、棚橋教諭は理科教科主任、小林教諭は保健体育科教科主任、中下教諭は家庭科教科主任、鈴木教諭は芸術科主任、川中教諭は英語科教科主任、島村教諭は教務部の教科書担当職員です。</p> <p>続きまして、議案第16号の西宮支援学校の選定委員会委員です。</p> <p>上限18名で、西宮支援学校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員を18名推薦していただいております。</p> <p>学識経験者の中村先生は、武庫川女子大学元講師や元西宮養護学校長のご経験などをお持ちで特別支援教育に造詣が深く、教育相談や講演などの活動をされています。</p> <p>大上様は保護者代表です。</p> <p>原田校長以下は西宮支援学校の教員です。小澤教頭、次の本山主幹教諭は高等部の国語科担当、生子主幹教諭は高等部の担当です。市田主幹教諭は高等部理科担当、細井主幹教諭は中学部の担当です。幸谷教諭は小学部の国語科と外国語科担当、永戸教諭は小学部の算数科担当、吉岡教諭は小学部の体育担当、徳楠教諭は小学部の算数科と体育担当、赤塚教諭は中学部の理科担当、由良教諭は中学部の保健体育科担当、梅津教諭は高等部の社会科担当、弘中教諭は中学部の美術科担当、濱石教諭は高等部の数学科担当、嘉本教諭は高等部の家庭科担当です。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありますか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>
--------------	---



藤岡教育長	<p>(異議なし)</p> <p>では、ご異議なしと認めます。 よって、原案は可決されました。</p> <p>では、議案第17号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」、議案第18号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を一括して議題といたします。</p> <p>では、教育人事課長お願いします。</p>
教育人事課長	<p>議案第17号及び議案第18号につきまして、併せてご説明いたします。</p> <p>議案第17号は、このたび、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正するに当たり、総務局より市長権限事務の補助執行となる西宮市教育委員会への意見聴取依頼があったものにつきましてご審議賜るものでございます。</p> <p>この学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例及び同施行規則は、学校医等が健康診断などで学校園内及びその道中において公務上の災害を負った際の補償内容等を規定したものでございます。</p> <p>このたびの改正につきましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日付で施行され、同法附則第4条の規定により売春防止法の改正により補導処分が廃止され、同第10条において婦人補導院法が廃止されました。</p> <p>これを受け、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたため、この政令で定める基準に従い制定しております本件の条例及び議案第18号の同規則につきまして、所要の規定の整備を行うものでございます。</p> <p>なお、本条例改正案につきましては、令和6年6月市議会定例会において上程する予定でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>では、説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p>

藤岡教育長	<p>議案第17号、議案第18号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、ご異議なしと認めます。 よって、原案は可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>
-------	--